

# 令和元年度 緑の募金事業（2次募集）に係る留意事項

（公財）和歌山県緑化推進会の「緑の募金事業」を申請される方は、「緑の募金事業募集要領」及び「緑の募金実施要領」と併せて、この留意事項を御確認くださいようお願いします。

## 1. 事業採択について

- ①採択につきましては、本会の運営協議会、理事会にて審査を行い決定します。
- ②同一箇所（隣接地を含む）において、他事業等の補助・助成を受けている、又は、受ける予定のものは助成の対象となりません。
- ③また、令和元年度で、すでに当事業の交付決定を受けている団体様につきましても助成の対象となりませんので御注意ください。

## 2. 事業計画について

- ①一団体当たりの交付金限度額は40万円となります。  
※申請総額が予算額を上回る場合は、交付金限度額を調整する場合がありますので御了承下さい。
- ②機械・器具の購入については、事業実施に必要な数量とし、簡易なもの（クワ、カマ等の人力用器具）に限定されます。
- ③資材費は、苗木・肥料・土壌改良材・支柱等の緑化資材の購入費とします。
- ④請負施工により事業を実施する場合は、資材費のみ助成対象となります。
- ⑤植栽については、緑化樹木（木本類）とし、苗木1本あたり1万円を上限とします。
- ⑥「和歌山の森林及び樹木を守り育てる条例」により、原則、植栽樹種は、和歌山県郷土樹種使用指針の樹種とします（別表1）（※ただし、和歌山県みどりの少年団連盟に加盟している団体に限り、花等の植栽、及びそれに係る経費を助成対象とします。）
- ⑦弁当代等の食料費は、助成対象となりませんので御留意下さい。
- ⑧事業計画には具体的な活動内容を記載し、積算根拠となる見積書等を添付して下さい。
- ⑨植栽木については、土地所有者の同意のもと、適切に管理するよう書面により確認し、申請書に添付して下さい。
- ⑩緑化事業を行う場合、公共施設もしくはそれに準ずる施設が対象となります。これに該当するかどうかは、市町村緑化推進会又は地方緑化推進会にて確認させていただきます。

## 3. 交付金について

- ①交付金の支払いについては、「事業完了」→「実績報告」→「額の確定」の事務処理が終了した時点で、請求に基づきお支払いします。
- ②事前に必要な経費については、交付金の1/2以内の概算払い制度がありますので御利用して下さい。

#### 4. 募集期間について

令和元年11月18日(月) ～ 令和元年12月20日(金)

#### 5. 実績報告について

事業期間については、運営協議会で審議の上、理事会の承認を得てから開始となります。

審査・事業決定(予定)	令和2年1月下旬頃
事業実施開始(予定)	令和2年2月上旬頃
事業終了期間	令和2年5月末まで

#### 6. 実績報告について

- ①写真は、施工前(全体がわかるもの)、施工中、施工後(施工前と比較が出来るもの)を撮影し、実績報告に添付して下さい。
- ②購入資材については、購入数量が確認出来るように写真を撮って下さい。
- ③特に、肥料等の使用後に形が残らない資材は、納品時に購入数量が確認出来るよう写真を撮って下さい。
- ④講師等人物については、人数が確認できるように講義中の写真を撮って下さい。
- ⑤申請段階と実施段階で資材等の規格の大幅な変更がないように注意して下さい。
- ⑥実績報告時に規格の分かる書類(納品書等)を添付して下さい。
- ⑦支出に関する書類で、領収書の写しを添付して下さい。なお、領収書の添付が遅れる場合は、実績報告時に請求書と納品書を添付し、後日あらためて領収書を送付して下さい。

#### 6. その他

- ①事業が採択された場合は、「緑の募金事業」の標柱を配布しますので、必ず現場に設置して下さい。
- ②写真は普及啓発資料として使用させていただくことがあります。樹木をみんなで植えている様な写真の添付に御協力をお願いします。

##### 【注意事項】

※納品書(レシート等)・領収書(請求書)が無い場合、交付金が認められない場合がありますので御注意ください。

※購入物品が写真で確認出来ない場合、現地等の確認をさせていただく事があります。この場合、確認出来ない物につきましては、交付金が認められない場合がありますので、数量が確認出来る写真の添付に御協力をお願いします。

※緑の募金事業を活用して植栽を実施する場合、申請団体等が交付金で苗木や資材等を購入し、その植栽作業等については、申請団体等が自力で実施することが前提となりますので御留意下さい。